

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
告示	
○平成29年度自衛官候補生の募集期間等（危機管理・防災課）	1
○漁船損害等補償法による同意成立（漁業管理課）	1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅（ 〃 ）	1
○道路の区域変更（6件）（道路課）	1
公告	
○第41期高知県労働委員会委員候補者推薦要領（雇用労働政策課）	2
高知県選挙管理委員会告示	
◎高知海区漁業調整委員会の委員の解職の請求をする場合の高知海区漁業調整委員会の委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数（12・7掲示）	2
高知県内水面漁場管理委員会指示	
○もくずがにの採捕の禁止についての指示	2
○てながえび類の採捕の禁止についての指示	3
高知県内水面漁場管理委員会公告	
○平成30年における増殖目標量、期間等	3

告 示

高知県告示第767号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。

平成29年12月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 男子及び女子（平成30年3月及び4月採用予定）
 - 募集期間
随時（最終期限は、平成29年12月15日（金））
 - 試験種目、試験期日及び試験会場

試験種目	試験期日	試験会場
筆記試験	平成29年12月16日	香南市香我美町上分3390

口述試験 適性検査 身体検査	(土)	高知駐屯地
----------------------	-----	-------

- 問い合わせ先
自衛隊高知地方協力本部
電話番号088-822-6128
ホームページアドレス <http://www.mod.go.jp/pco/kochi/>

高知県告示第768号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成29年12月12日

高知県知事 尾崎 正直

大浦加入区

高知県告示第769号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成25年7月高知県告示第456号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成29年12月11日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したため、同条第2項の規定により告示する。

平成29年12月12日

高知県知事 尾崎 正直

大浦加入区

高知県告示第770号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成29年12月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年12月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 安田東洋
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡安田町与床字 本田島335番1から 安芸郡安田町与床字 本田島322番まで	前	4.4	139
		8.5	
	後	8.5	

	後	17.8	139
--	---	------	-----

高知県告示第771号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成29年12月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年12月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 磯谷本山
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
長岡郡大豊町川口字 ヒガシウラ17番2から 長岡郡大豊町川口字 ヒガシウラ28番1まで	前	4.4	100.0
		8.3	
	後	10.9	100.0
		21.0	

高知県告示第772号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成29年12月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年12月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 上分多ノ郷
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
須崎市多ノ郷字花岡 甲5147番1から 須崎市多ノ郷字一切 京甲5145番1まで	前	11.1	44
		39.5	
	後	11.1	44
		8.5	

		39.5	
--	--	------	--

高知県告示第773号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成29年12月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年12月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 昭和中村
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市竹屋数字具 同ゴヤ433番3	前	4.1 } 7.4	112
	後	4.7 } 18.3	112

高知県告示第774号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成29年12月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年12月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安居公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡仁淀川町大屋 字ヒトツワタ道ノ下 タ1609番2から 吾川郡仁淀川町大屋 字ヒトツハタ1270番 1まで	前	3.9 } 21.0	104
	後	4.7 } 25.6	104

高知県告示第775号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成29年12月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年12月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 住次郎佐賀
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市住次郎字ナ カ谷1351番2	前	4.6 } 23.3	35
	後	17.6 } 35.6	35

公 告

高知県労働委員会の第41期委員を任命したいので、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、推薦資格のある労働組合又は使用者団体は、次の要領により、それぞれ労働者委員又は使用者委員の候補者を推薦してください。

平成29年12月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 第41期高知県労働委員会委員候補者推薦要領
- 1 候補者を推薦する者の資格
 - (1) 労働者委員の候補者を推薦する者の資格

本県の区域内のみに組織を有する労働組合であって、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に適合することを高知県労働委員会に証拠を提出して立証したものであること。
 - (2) 使用者委員の候補者を推薦する者の資格

本県の区域内のみに組織を有する使用者団体であること。
- 2 候補者資格

特別の資格条件を要しない。ただし、労働組合法第19条の12第6項において準用する同法第19条の4第1項の規定により、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を

受けることがなくなるまでの者は、委員となることができない。

- 3 委員の定数及び任期

委員の定数は労働者委員及び使用者委員各5人で、委員の任期は2年とする。
- 4 推薦手続
 - (1) 推薦資格のある労働組合は、県所定の推薦書にその推薦資格を立証する高知県労働委員会の組合資格審査決定書の写しを添えて推薦すること。
 - (2) 推薦資格のある使用者団体は、県所定の推薦書にその推薦資格を立証する定款又は規約等を添えて推薦すること。
- 5 推薦締切日

平成30年1月22日（月）
- 6 推薦書の提出先

高知県商工労働部雇用労働政策課

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第106号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の規定に基づく高知海区漁業調整委員会の委員の解職の請求をする場合の高知海区漁業調整委員会の委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、2,503人である。

平成29年12月7日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

内水面漁場管理委員会指示

高知県内水面漁場管理委員会指示第95号

もくずがにの資源回復及び持続的利用を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、平成29年11月30日に次のとおりもくずがにに関し、採捕の禁止を指示した。

平成29年12月12日

高知県内水面漁場管理委員会会長 吉川 照彦

- 1 指示の内容
 - (1) 採捕の禁止の期間

12月1日から7月31日まで
 - (2) 採捕の禁止の区域

県内の河川等の内水面及びこれらと接続して一体を成す水面
- 2 指示の適用除外

1の指示は、国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。以下同じ。）が、もくずがにに係る調査、試験研

究、教育実習又は種苗生産を目的として採捕する場合（当該国の機関又は地方公共団体から委託、補助その他の関与を受けて採捕する場合を含む。）は、適用しない。

3 指示の有効期間

平成29年12月1日から平成32年11月30日まで

高知県内水面漁場管理委員会指示第96号

てながえび類の資源回復及び持続的利用を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、平成29年11月30日に次のとおりてながえび類に関し、採捕の禁止を指示した。

平成29年12月12日

高知県内水面漁場管理委員会会長 吉川 照彦

1 指示の内容

(1) 採捕の禁止の期間

平成30年9月1日から平成31年3月31日まで

(2) 採捕の禁止の区域

県内の河川等の内水面及びこれらと接続して一体を成す水面

2 指示の適用除外

1の指示は、国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。以下同じ。）が、てながえび類に係る調査、試験研究、教育実習又は種苗生産を目的として採捕する場合（当該国の機関又は地方公共団体から委託、補助その他の関与を受けて採捕する場合を含む。）は、適用しない。

3 指示の有効期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

**内水面漁場管理
 委員会公告**

高知県内水面の第五種共同漁業に対する平成30年における増殖目標量、期間等について、平成29年11月30日に次のとおり決定したので公告する。

平成29年12月12日

高知県内水面漁場管理委員会会長 吉川 照彦

1 漁業権番号、漁場名及び魚種別の放流量

漁業権番号	漁場名	魚種別の放流量					
		あゆ (kg)	うなぎ		こい (kg)	あまご (kg)	もくずが に (尾数)
			(kg)	(尾数)			
内共第501号	野根川水系	30	10	200	—	15	1,000
内共第502号	西の川水系	30	10	200	—	15	1,000
内共第503号	羽根川水系	30	10	200	—	15	—
内共第504号	奈半利川水系中発電用魚梁瀬えん堤から下流	200	40	800	—	25	3,000
内共第505号	奈半利川水系中発電用魚梁瀬えん堤から上流	30	10	200	—	25	—
内共第506号	安田川水系	200	40	800	—	15	3,000
内共第507号	伊尾木川水系及び安芸川水系	200	40	800	—	15	3,000
内共第508号	赤野川水系	30	10	200	—	15	1,000
内共第509号	物部川水系	300	70	1,400	—	50	5,000
内共第510号	吉野川水系中発電用高藪えん堤から下流	300	70	1,400	—	25	3,000
内共第511号	吉野川水系中発電用高藪えん堤から上流	30	—	—	—	125	—

内共第512号	鏡川水系	200	40	800	—	15	3,000
内共第513号	仁淀川水系	500	120	2,400	—	50	5,000
内共第514号	新莊川水系	125	20	400	—	—	1,000
内共第515号	四万十川水系中発電 用家地川えん堤から 上流	200	40	800	—	15	—
内共第516号	四万十川水系中発電 用家地川えん堤から 下流	500	120	2,400	—	50	5,000
内共第517号	松田川水系	125	20	400	—	15	3,000
計	17件	3,030	670	13,400	—	485	37,000

2 種苗放流のほかに、次のような方法を組み合わせて総合的な増殖活動に積極的に取り組むこと。

産卵場造成（河川規模及び生息環境に見合った適正な産卵場面積の算出等）
 遡上・降下の助長（河口開削、魚道の整備、汲み上げ再放流、汲み下ろし再放流等）
 増殖効果の改善（放流手法の改善、害魚等による食害の軽減等）
 資源動態の把握（遡上・産卵・流下稚仔量調査等）
 漁場環境保全活動の推進（山林及び水質の保全、水産用維持流量の確保等）

3 あゆについては、再生産につながる種苗等の放流に努めること。

4 うなぎについては、重量又は尾数のいずれかを満たせば良いものとし、放流種苗のサイズは、1尾当たり20グラムから50グラムまでのものを推奨する。また、放流の際に、異種のうなぎが混入していないことを十分に確認し、にほんうなぎ以外のうなぎが放流されることがないようにすること。

5 こいについては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止を図るため、増殖目標量は示さない。

6 種苗放流に当たっては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止等、魚類防疫対策に留意すること。

7 増殖を行うべき期間は、平成30年1月1日から同年12月31日までとする。

8 漁業権者は、7に掲げる期間の終了後、速やかに実績報告書を提出しなければならない。